

養父市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 5年度の人件費率
令和6年度	21,005 人	19,086,914 千 円	760,940 千 円	3,455,701 千 円	18.1%	15.6%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

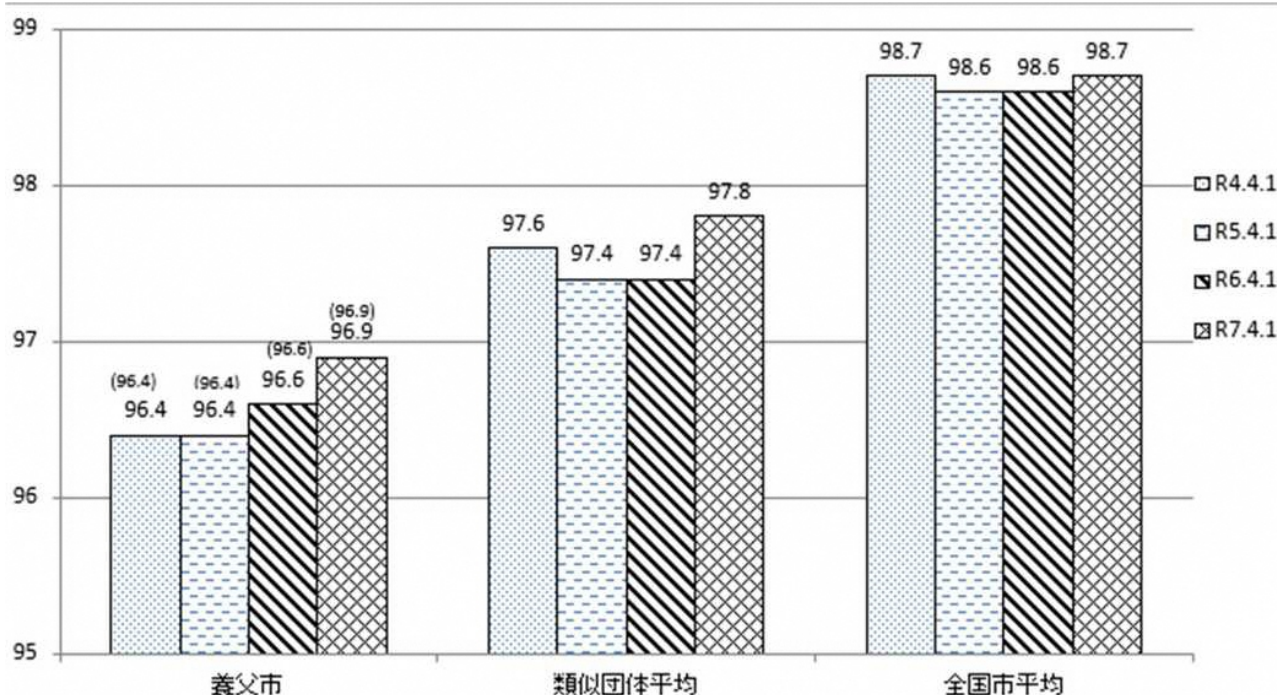
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類団平 均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和6年度	269人	1,007,313 千 円	249,325 千 円	404,648 千 円	1,661,286 千 円	6,175千円	6,072千円

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、

地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給割合）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）

３ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

４ ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の４月１日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の７割水準に設定される職員を除いている。

※ ７年４月１日のラスパイレス指数が、①３年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

なし

（４） 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において３級から７級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、８級から１０級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）令和７年４月１日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、３級から７級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。（国の８级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。）

② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準２％に対し、養父市においても２％を支給。
（実施時期）令和７年４月１日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和７年４月１日時点は２％、令和８年４月１日からは４％を支給。
（参考）

	各年度の支給割合		
	令和６年度	令和７年度	令和８年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
養父市の支給割合	0%	2%	4%

③その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当、単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
養父市	43.6歳	338,400円	409,192円	378,014円
兵庫県	42.8歳	331,700円	428,542円	384,983円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.3歳	325,047円	385,324円	355,048円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A / B
養父市	47.5歳	17人	319,000円	352,624円	334,976円	—	—	—	—
うち清掃 職員	56.8歳	3人	353,000円	387,467円	363,300円	廃棄物処理 業	48.0歳	320,600円	1.21
うち給食 調理員	40.8歳	5人	295,800円	330,800円	317,600円	調理師	45.1歳	270,300円	1.22
兵庫県	57.4歳	278人	331,000円	394,585円	362,482円	—	—	—	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—	337,907円	—	—	—	—
類似団体	53.3歳	10人	308,699円	337,304円	323,663円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民 間 (D)	C / D
養 父 市	—	—	—
うち清掃職員	6,343,704円	4,457,900円	1.42
うち給食調理員	5,353,500円	3,557,900円	1.50

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3箇年平均）。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与を加えた試算値である。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		養 父 市	兵 庫 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	192,500円	185,700円	—
	中 学 卒	— 円	— 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和7年4月1日現在）

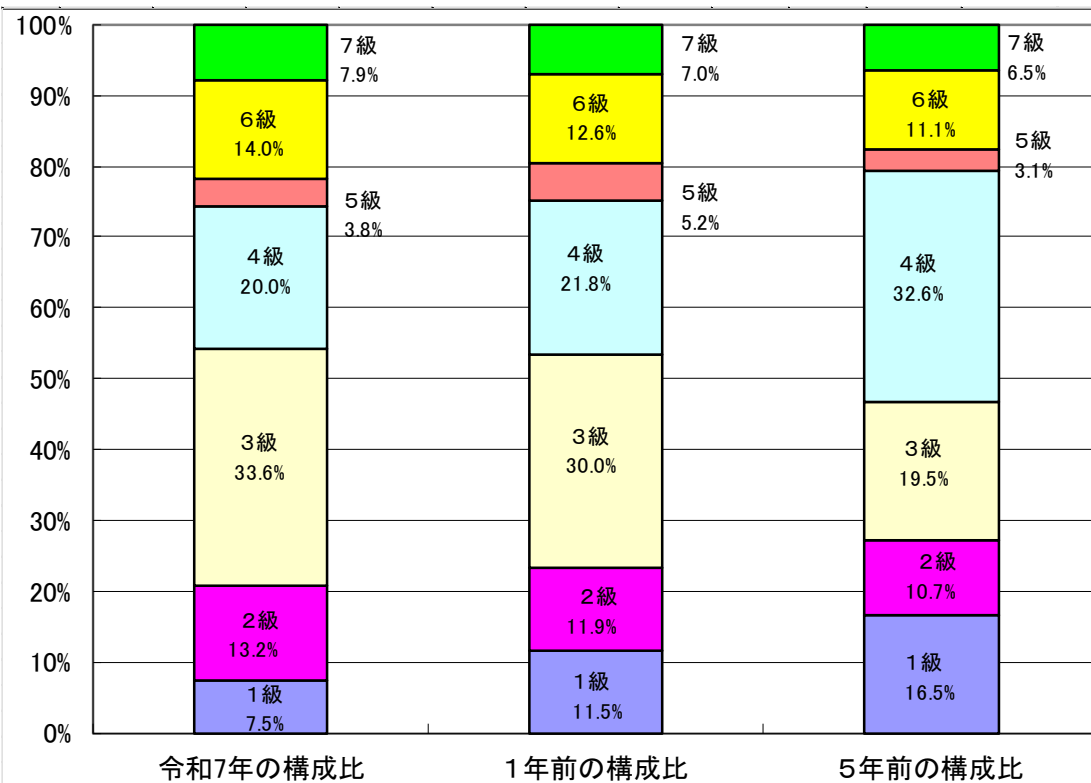
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	282,400円	303,600円	364,800円	386,400円
	高 校 卒	246,200円	263,700円	317,600円	355,700円
技能労務職	大 学 卒	— 円	— 円	— 円	344,900円
	高 校 卒	— 円	269,700円	— 円	348,700円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

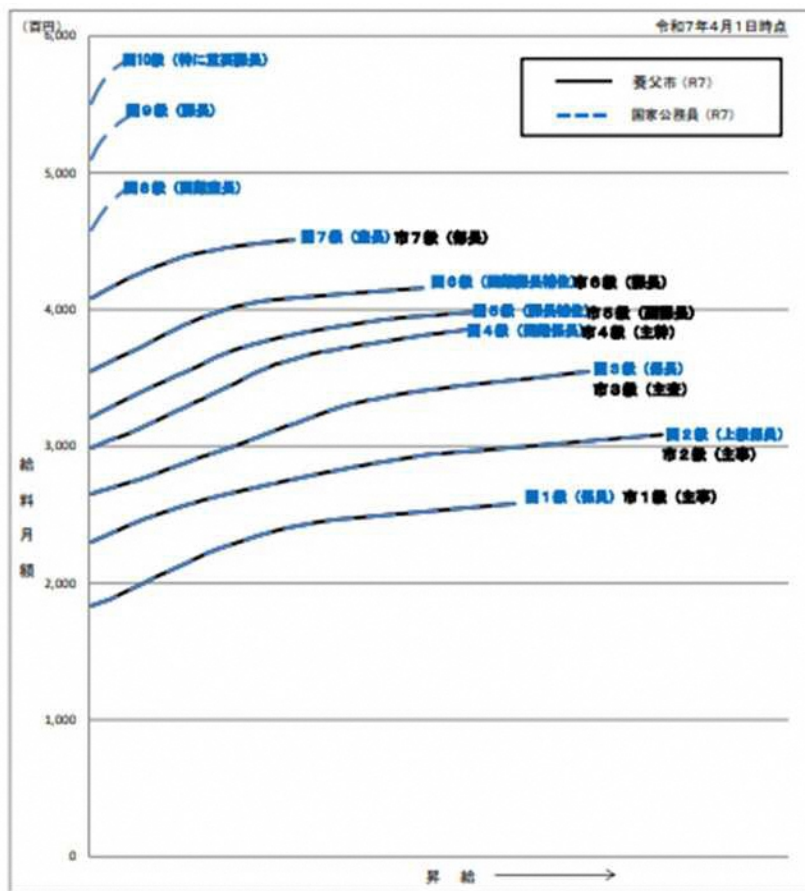
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数 人	構成比 %	1号給の給料月額 円	最高号給の給料月額 円
1級	主事	20	7.5	183,500	258,100
2級	主事	35	13.2	230,000	308,500
3級	主査、副主幹	89	33.6	265,300	354,700
4級	主幹	53	20.0	298,800	386,100
5級	課長、副課長	10	3.8	321,300	398,200
6級	課長	37	14.0	355,200	415,700
7級	部長	21	7.9	408,300	450,900

- (注) 1 養父市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（養父市）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○		○	
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					○
標準の区分のみ（一律）			○		
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

養 父 市	兵 庫 県	国
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,586千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,856千円	—
（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分 （支給割合が、国の支給割合 又は都道府県の人事委員会が勧 告した支給割合のいずれか大き い方の支給割合を上回っている 場合、その理由）	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	（令和6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
（加算措置の状況） 役職加算 5%～10% （国を上回る加算措置となっ ている場合、その理由）	（加算措置の状況） 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～20%	（加算措置の状況） 役職加算 5%～20% 管理職加算 10%～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（養父市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

養 父 市			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
調整率 83.7/100 （国を上回る割合としている場合、その理由）			調整率 83.7/100		
その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置 （割増率 2%～45%）			その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置 （割増率 2%～45%）		
自己都合 応募認定・定年 1 人当たり			—		
平均支給額 3,313 千円 19,720 千円					

（注） 1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 6 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和 6 年度決算）		1,019 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		469 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
東京都特別区	20%	1 人	20 %
神戸市	12%	1 人	12%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

（注）地域手当は、派遣者（神戸市及び東京都特別区）の実績

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和 6 年度決算）		721 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和 6 年度決算）		78,000 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和 6 年度）		5.2 %	
手当の種類（手当数）		21	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務滞納処分事務手当	税務滞納処分従事職員	税務滞納処分業務	日額 500 円
感染病防疫作業手当	感染病防疫作業従事職員	感染病防疫作業	日額 500 円
危険困難作業手当	危険困難な作業に従事した職員	除雪作業・へい獣死廃処理、有害獣捕獲回収、環境衛生消毒作業	日額 500 円
行旅死亡人作業手当	行旅死亡人取扱作業従事者	行旅死亡人取扱業務	日額 500 円
清掃員（清掃主任）手当	清掃業務従事者で主任の職員	清掃業務	日額 720 円

清掃員手当	清掃業務従事者	清掃業務	日額620円
重機運転手当	重機の運転に従事した職員	もっぱら重機運転に従事	日額500円
医師手当（国保医師）	医師	医師業務	予算の範囲内で市長が定める額
医師往診手当	医師	医師の往診業務	予算の範囲内で市長が定める額
医師初任給調整手当	医師	医師業務	予算の範囲内で市長が定める額
医師歯科診療師手当	歯科医師	歯科医師業務	予算の範囲内で市長が定める額
看護師待機手当	看護師	看護師の休日の待機業務	1回1,000円
索道技術管理（管理者）手当	索道技術管理の従事者で管理者	索道技術管理業務（運行业務期間中）	月額20,000円
索道技術管理（補佐）手当	索道技術管理の従事者	索道技術管理業務（運行业務期間中）	月額10,000円
し尿収集処理作業手当	し尿収集処理作業従事者	し尿収集処理業務	日額810円
し尿収集処理作業（主任）手当	し尿収集処理作業従事者で主任の職員	し尿収集処理業務	日額1,050円
ごみ処理作業手当	ごみ処理業務従事者	ごみ処理業務	日額810円
ごみ処理作業（主任）手当	ごみ処理業務従事者で主任の職員	ごみ処理業務	日額1,050円
火葬作業手当	火葬業務従事職員	火葬業務	日額810円
歯科技工師手当	歯科技工師	歯科技工業務	日額960円
マイクロバス運転手当	マイクロバス運転従事者	マイクロバス運転業務	日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	81,801千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	547千円
支給実績（令和5年度決算）	70,294千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	546千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）
扶養手当	(1)配偶者及び父母等3,000円 (2)満22歳にまでの間にある子1人11,500円 上記(2)のうち、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの子がいる場合1人5,000円加算	同		32,694千円	259,476円
住居手当	借家 家賃に応じて28,000円を限度に支給（家賃12,000円を超える場合に限る）	同		11,280千円	268,571円

通勤手当	交通機関利用の場合 運賃相当額が55,000円 以下は運賃等相当額 自動車等利用の場合 使用距離に応じて1,000円～31,600円	異	自動車等利用の場合 (国2,000円～31,600円)	19,5千円	80,028円
単身赴任手当	単身赴任職員とその配偶者の居住間の交通距離に応じて30,000円から100,000円までの範	同		756千円	756,000円
休日勤務手当	休日における正規の勤務時間中の勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の135	同		－千円	－円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円	同		559千円	4,400円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員のうち、規則で指定する職員 部長級 70,000円 次長級 63,000円 課長級 50,000円 参事級 40,000円 副課長級 32,000円	異	区分・額	37,496千円	629,442円
管理職特別勤務手当	管理職が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等の勤務1回当たり、部長・課長級6,000円、副課長級4,000円	同		590千円	22,692円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 区 町 村 長	783,000 円 (円)	(参考) 類似団体における最高／最低額		
	副 市 町 村 長	630,000 円 (円)	989,000円／	384,500円	
報 酬	議 長	430,000 円 (円)	580,000円／	332,000円	
	副 議 長	340,000 円 (円)	510,000円／	295,000円	
	議 員	310,000 円 (円)	480,000円／	270,000円	
期 末 手 当	市 区 町 村 長	(令和 6 年度支給割合)			
	副 市 町 村 長	4.45月分			
	議 長	(令和 6 年度支給割合)			
	副 議 長 議 員	3.95月分			
退 職 手 当	市 区 町 村 長	(算定方式)	(1 期の手当額)	(支給時期)	
	副 市 町 村 長	給料月額×在職月数×0.40	15,034千円	任期終了時	
	備 考	給料月額×在職月数×0.24	7,258千円	任期終了時	

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

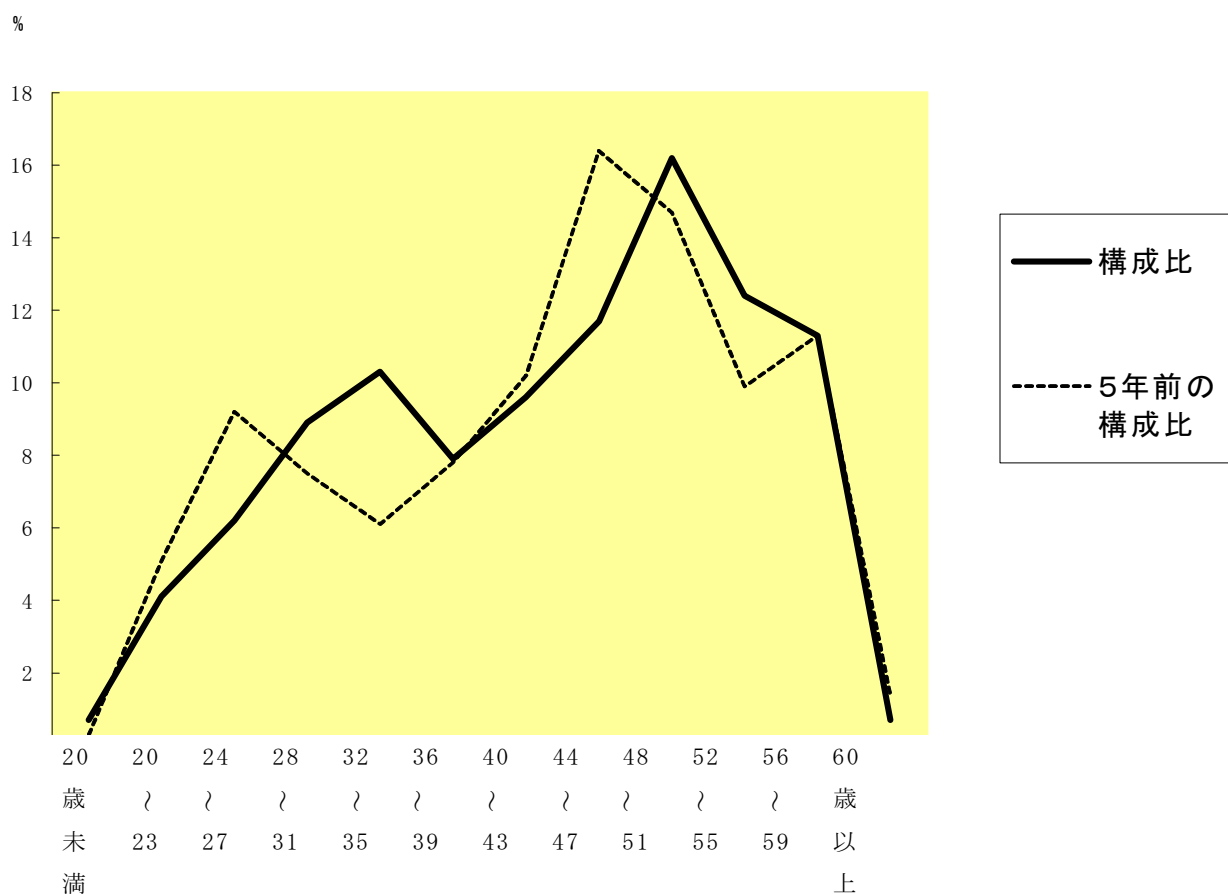
(各年4月1日現在)

区 分			職 員		対 前 年 増 減	主 な 増 減 理 由
部 門			06年	07年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	4	3	△ 1	組織改編による減 配置見直しによる増 配置見直しによる増
		総 務	69	70	1	
		税 務	13	14	1	
		労 働	0	0	0	
		農 林 水 産	18	18	0	
		商 工	7	7	0	
		土 木	26	25	△ 1	土木事務所への派遣終了により減 事務移管による増 人員配置上の減
		民 生	68	70	2	
		衛 生	25	23	△ 2	
		計	230	230	0	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 109.49人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 75.22人)
教 育 部 門		39	35	△ 4	指定管理施設への移行及び人員配置上の減	
消 防 部 門		0	0	0		
小 計		269	265	△ 4	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 126.16人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 93.64人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院 水 道 交 通 下 水 道 そ の 他	3	4	1	病院への派遣による増	
		6	6	0		
		0	0	0		
		6	7	1		
	13	9	△ 4	再任用短時間勤務職員退職に伴う新規採用 派遣終了及び事務移管に伴う減		
小 計		28	26	△ 2		
合 計			297 [306]	291 [306]	△ 6	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 138.53人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	人 2	人 12	人 18	人 26	人 30	人 23	人 28	人 34	人 47	人 36	人 33	人 2	人 291

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別 \ 年 度	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過去 5 年間 の増減数（率）
一般行政	220	225	220	224	230	230	10(4.5%)
教育	34	37	37	36	39	35	1(2.9%)
消防	0	0	0	0	0	0	
普通会計計	254	262	257	260	269	265	11(4.3%)
公営企業等会計計	39	34	30	28	28	26	△13(△33.3%)
総合計	293	296	287	288	297	291	△2(△0.7%)

（注） 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業・下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	1,842,332 千円	△32,431 千円	74,977 千円	4.1%	4.1%

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	15人	48,785 千円	7,854 千円	18,338 千円	74,977 千円	4,998 千円	6,316 千円

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、R6年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (R7年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
養 父 市	48.6歳	278,398 円	420,366円
団 体 平 均	45.8歳	345,838 円	524,813円
事 業 者	一 歳		一 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

養 父 市	市町村団体平均
1人当たり平均支給額 (6年度) 1,223千円	1人当たり平均支給額 (6年度) 1,593千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	
(加算措置の状況) 役職加算 5%~10%	(加算措置の状況)

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和7年4月1日現在)

養 父 市			市町村団体平均		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	一月分	一月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	一月分	一月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	一月分	一月分

最高限度額 調整率 その他の加算措置 定年前早期退職時特例措置（2%～45%加算） 1人当たり平均支給額 — 1人当たり平均支給額 — 千円	47.709月分 47.709月分 83.7/100	最高限度額 調整率 その他の加算措置 （退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	— 月分 — 月分 — 千円	— 月分 83.7/100)
---	----------------------------------	--	-------------------------	-----------------------

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（R4年度決算）		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
市全域	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	692 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	138,588 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	33.3 %
手当の種類（手当数）	21

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	2,329 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	212 千円
支給実績（令和5年度決算）	3,356 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	240 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度）	支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度）
扶養手当	配偶者 10,000円 配偶者以外の扶養親族で子1人8,000円（職員に配偶者がいない場合、そのうち1人10,000円） 上記(2)のうち、満16歳になる年度から満22歳になる年度までの子がいる場合 1人5,000円加算	同		千円 1,931	円 193,050
住居手当	借家 家賃に応じて27,000円を限度に支給（家賃12,000円を超える場合に限る）	同		千円 330	円 330

通 勤 手 当	交通機関利用の場合 運賃相当額が55,000円 以下は運賃等相当額 自動車等利用の場合 使用距離に応じて1,000円～31,600円	異	自動車等利 用 の 場 合 (国 2,000 円～24,500 円)	千 円 1,205	円 86,043
単身赴任手当	単身赴任職員とその配 偶者の居住間の交通距 離に応じて23,000円か ら68,000円までの範囲	同		0 千円	0 円
休日勤務手当	休日における正規の勤 務時間中の勤務1時間 につき、勤務1時間当 たりの給与額の100分の1 35	同		0 千円	0 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務 1回につき4,200円	同		0 千円	0 円
管 理 職 手 当	管理又は監督の地位に ある職員のうち、規則 で指定する職員 部長級 53,100円 課長級 41,800円 副課長級 32,100円	異	区分・額	千 円 1,368	円 456,000
管 理 職 特 別 勤 務 手 当	管理職が臨時又は緊急 の必要その他の公務の 運営の必要により、週 休日又は休日等の勤務 1回当たり、部長・課長 級6,000円、副課長級4, 000円	同		0 千円	0 円